

ご誕生おめでとございます!



え がみ す なお
江 上 素 生 くん
さ 佐 ほ ちゃん

令和4年12月6日生(晩生内第3)



保護者 江 上 智 大さん
垂 樹さん

一言 一生懸命、育てるね!

戦没者等のご遺族の皆様へ

**第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
令和5年3月31日までに、ご請求ください。**

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■ 支給対象となる方

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪 など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■ 支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円(5年償還)

■ 請求窓口

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係 電話: 011-231-4111 (内線25-622)
住民課住民係 電話: 68-2112

高等学校通学等支援助成に係る各証明書の提出のお願い

現在、高等学校通学等支援助成金を受け取っている方へ、令和4年10月から令和5年3月分の助成金を交付いたしますので、下記の提出書類を**令和5年3月10日（金）**までに教育委員会学務係へ提出してください。

学年	提出書類
高校3年生の方	卒業証書の写し、または卒業証明書 ※卒業証書を持ってきていただければこちらでコピーします。
高校1・2年生の方	在学証明書 ※3月に入ってから取得してください。 3月より前の証明日は無効です。

- 前回の申請時から通学の方法や下宿代が変更となった場合は、そのことがわかるものも合わせて持参してください。
- 3月10日（金）提出分は3月中に振り込みを予定しております。
- 9月に未申請の方は、下記の書類を揃えて教育委員会までお越しください。
 - ①在学証明書または卒業証明書
 - ②申請書兼請求書
 - ③振込先金融機関の預金通帳の写し
 - ④下宿者は下宿代を支払った領収書等の写し
 - ⑤他の制度から補助金等が支給されている場合は決定通知書の写し



お問い合わせ 教育委員会学務係 電話：68-2166

だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により、予約制での開催といたしますので事前にお申し込みをお願いいたします。マスク着用のうえ、ぜひお越しください！

日時：2月18日（土）11:30～13:30

※11:30から30分ごとの時間予約制です。

メニュー：ちらし寿司・お吸い物

テイクアウトも出来ます（予約個数限定）

料金：大人200円 18歳以下無料

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

申込先：電話：090-2811-8196

代表 鎌田真美



※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。

所得税確定申告・町道民税申告のご案内

令和4年分の所得税および住民税の申告を、下記のとおり受け付けます。

- 受付期間 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)
午前9時～午後4時 ※土、日、祝日を除く
- 受付会場 浦臼町役場1階 調理実習室／岩見沢税務署(所得税申告のみ)

■所得税申告が必要な方(所得税の納税が必要な方のうち、以下の条件に当てはまる方)

- ・主たる所得(給与所得、公的年金所得など)以外に20万円を超える収入のある方
 - ・個人で農業や商店、飲食店などの事業を行っている方
 - ・不動産(土地、家屋)の貸し付けまたは売買で収入を得た方 など
- ※これら以外であっても確定申告が必要な場合や、申告をした方が有利な場合があります。

■町道民税申告が必要な方

- ・令和5年1月1日現在、町内に在住で、令和4年中に所得のあった方。
- ※令和4年中の収入がなくても、「非課税証明書」を必要とする場合には申告が必要です。
※所得税確定申告書を提出した方は、改めて町道民税申告をする必要はありません。

■申告に必要なもの

- ・収入に関する書類～源泉徴収票、報酬の支払調書 など
 - ・控除に関する書類～国民年金保険料控除証明書、生命保険料控除証明書、
医療費控除の明細書(人ごと、医療機関ごとに集計したもの) など
 - ・本人確認とマイナンバーの確認ができる書類
 - マイナンバーカードをお持ちの方～マイナンバーカードのみ
 - マイナンバーカードをお持ちでない方～①運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など
②通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し など
 - ・申告者名義の通帳(還付申告者のみ)
 - マイナンバーカードをお持ちの方で、公金受取口座の登録をされている方はその口座を利用することも可能です。
- ※書類不備等により、マイナンバー確認または本人確認ができない場合は、公金受取口座を利用することはできません。公金受取口座の登録の有無については、マイナポータルから必ず確認してください。

■新型コロナウイルス感染症について

感染拡大防止のため、**浦臼町役場で申告される場合**には、下記のことにご協力願います。

- 会場の混雑を避けるため、日時を決めたうえでご来場いただきます。
 - ・申告の必要があるとして**日時が指定された通知(2月10日頃発送予定)を受け取った方は、指定された日時にお越しください。**
(例年浦臼町役場以外で申告されている方には通知を送付いたしませんので、ご注意ください)
 - ・指定された日時が都合の悪い場合、通知を受け取っていないが役場で確定申告を行いたい場合は**住民課税務係までご連絡ください。当日体調が悪い場合は来場を控えてください。**
 - ・決められた日時以外に来場された場合には、待ち時間が長くなることや、後日改めてご来場いただくことがあります。
- ご来場の際は、必ず**マスクの着用**をお願いいたします。
- 感染拡大の状況により、受付場所や受付期間を変更する場合があります。
- 電子申告や郵送による申告もご検討ください。

申告のご予約・ご相談 住民課税務係 電話：68-2112